

□■養成所ニュースプラス第 23 号 2023□■

第 34 期の皆さん、いよいよ修了ですね。日々、仕事や家事、育児等に追われながらも、1 年 6 か月の長きに渡って学びを進めてきました。来月からは、さらに本格的に試験準備を進めていきましょう。当養成所も引き続きこの養成所ニュースプラスで、皆さんと歩んでいきます。

10 月 24 日は国連が発足して 78 年目の記念日、「国連デー」でした。グテーレス国連事務総長のメッセージは「世界は分断されています。私たちは『団結した国々 (united nations)』にならなければなりません。」と結ばれています。政治的な衝突や差別、貧富の差等社会のあちこちで様々な分断が起こっています。社会的結束を中核の任務とするソーシャルワーク専門職への期待は大きいといえます。

今回は、「低所得者に対する支援と生活保護制度」(現、「貧困に対する支援」) から生活保護の種類と内容についての問題です。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【第 32 回問題 65】生活保護の種類と内容に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 生活扶助は、衣料品費、食料品費、葬祭費などを給付する。
2. 教育扶助は、高等学校の就学に係る学用品費について給付する。
3. 住宅扶助は、家賃等のほか、補修その他住宅の維持に必要なものを給付する。
4. 医療扶助は、原則として金銭給付によって行うものとする。
5. 出産扶助は、原則として現物給付によって行うものとする。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

・(34 期生) 修了に関する書類は、対象の方へ 10 月 31 日 (火) に発送予定です。届きましたら必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。←New

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(35 期生) 教育訓練給付制度 (専門実践教育訓練) の支給希望の方へ

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。本養成所の受講認定基準を満たした方に対して、11 月初旬に支給申請に必要な書類を発送予定です。←New

・(35 期生) 見込書類 (実務経験証明書) のさしかえについて

入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。

・受講の手引の表紙裏 (表紙の次のページ) に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

・(35 期生) 3 学期レポート課題の <テキスト・参考文献> 表記に誤りがありましたので、ホームページに訂正を掲載しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1152413&c=3246&d=99c7>

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

・第 36 回国家試験は、令和 6 年 2 月 4 日 (日) です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1152414&c=3246&d=99c7>

・本養成所主催、「受験対策講座」は web にて順次公開予定です。

第 34・35 期生の皆様にご案内を郵送しておりますので、内容をご確認の上、ぜひ受講してください。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1152415&c=3246&d=99c7>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・ 日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1152416&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1152417&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

【受験対策ミニ講座第 14 号／国家試験ガイダンス動画について】

9 月初めに「受験対策講座」についてご案内しました。受験対策のポイントを中心とするガイダンス動画の配信を 10 月 28 日（土）予定としていましたが、来週中の配信となります。今しばらくお待ちください。

今回のガイダンス動画は 3 本構成にしました。第 1 回の内容を紹介します。まずは、夏のスクーリングでお伝えした内容を簡単に確認します。公表されている出題基準を活用した出題実績の見方について皆さんと共有します。次は、問題を作成する仕組みについて、過去問を示しながら具体的に説明します。例示する問題は、ほぼ第 35 回から選びました。そして、第 1 回の最後は時事問題への対応についてお伝えします。

ガイダンス動画第 2 回は、難問への対応、科目横断学習法、事例問題の読み方、年内の国家試験準備の進め方を予定しています。第 3 回は、「就労支援サービス」の出題範囲のうち、現テキストでカバーできていない内容を説明し、補強します。第 1 回配信以降、1 週間ごとに配信できるようにスケジュールを立てております。活用してください。

【Plus Quiz 正答と解説】

厚生労働省の生活保護被保護者調査結果によると、生活保護の申請件数は、今年 1 月から 7 ヶ月連続で前年同月比よりも増加したそうです。長引くコロナ禍や物価高が影響しているとの報道もあります。

生活保護法は、日本国憲法第 25 条に規定する生存権の保障を国が具現化したものといわれます。法第 1 条から第 4 条までが法の目的や考え方を示す基本原理で、「国家責任による最低生活保障の原理（国家責任の原理）」「無差別平等の原理」「健康で文化的な最低生活保障の原理（最低生活保障の原理）」「保護の補足性の原理」の 4 つです。

法第 7 条から第 10 条までが保護を実施する際の運用上の考え方を示す原則で「申請保護の原則」「基準及び程度の原則」「必要即応の原則」「世帯単位の原則」の 4 つです。どのような内容を指すのかを正確に理解するようにしましょう。

次に、生活保護の種類ですが、生活保護法による最低生活の保障は 8 種類の扶助によって実施されます。生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助があります。それぞれの扶助の給付方法には現物給付と金銭給付があり、原則、現物給付となるのは医療扶助と介護扶助のふたつです。給付の内容、例外規定と合わせて理解しましょう。

出題基準中項目「生活保護法の概要」では、この 5 年間で生活保護の種類と内容が 3 回、基本原理と原則が 4 回出題されています。

1. × 「生活扶助」は、8 種類の扶助のなかでも基本的な扶助であり、飲食物費や被服費、光熱水費等の日常生活の需要を満たすための給付です。原則として金銭給付です。より多くの経費が必要な場合、加算がないものと同水準の生活を保障するため、障害者加算や児童養育加算、母子加算等の加算制度があります。葬祭費は、「葬祭扶助」から給付されます。

2. × 「教育扶助」の対象となるのは義務教育に必要な学用品や通学用品等の費用で、原則として金銭給付です。支給先は、被保護者や親権者等とともに学校長に対しても交付することができ、多くは学校給食費に交付されています。高等学

校の就学に係わる学用品費は、「生業扶助」から原則として金銭給付されます。

3. ○住宅扶助の対象は、住居や補修、住宅維持に必要なもので、原則として金銭給付です。例外的に現物給付として、住宅確保のために宿所提供施設への入所が行われます。

4. ×医療扶助の対象は、診察や薬剤又は治療材料等で、原則として現物給付です。被保護者は、福祉事務所から交付された「医療券」を指定医療機関に提出することになります。

5. ×出産扶助の対象は、分娩の介助や分娩前後の処置、衛生材料で、原則として金銭給付です。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus